平成２７年（フ）第３５０号
新潟市南区和泉994番地５
債務者　外川　高徳
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６１号
新潟市東区松島１丁目１番13号　フラット松島101号
債務者　佐藤　弘二
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６２号
新潟市東区紫竹５丁目12番１号　ラ・ムール紫竹116号
債務者　淺見　康弘
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３６４号
新潟市北区松浜８丁目10番２号
債務者　井村　里美
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２６３号
山梨県甲府市高畑１丁目17番14号
債務者　上田　真未
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６４号
山梨県南アルプス市上八田583番地７
債務者　佐貫　富隆
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２６８号
山梨県甲州市塩山下於曽1078番地　ツインヒルズＡ―303
債務者　杉山　藤子
1　決定年月日時　平成27年11月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１７８号
長野市若里５丁目18番３号
債務者　西村　直也
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１８８号
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏3254番地５
債務者　湯本　信賢
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１９１号
長野市合戦場１丁目116番地２　ハイツ山本102
債務者　中里　妙子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１１２号
長野県東御市祢津307番地１　ハーベスト祢津201号
債務者　市川　悟
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第１１９号
長野県上田市蒼久保849番地８　西祐ランドＡ号
債務者　吉池　麻美
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第２３１号
長野県安曇野市穂高5706―４　フォーブル雅105号室、住民票上の住所長野県飯田市松尾常盤台203番地１（県営住宅60―42号）
債務者　アマド　ムニール（ＡＨＭＥＤ　ＭＵＮＩＲ）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１４４号
滋賀県彦根市大堀町928番地
債務者　松本　弘子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第１４８号
滋賀県蒲生郡日野町松尾121番地（救護施設ひのたに園）、住民票上の住所滋賀県彦根市河原３丁目２番２号
債務者　吉田　博司
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第５６号
滋賀県長浜市十里町297番地18　マンションヴェニュウ102号室
債務者　引山　寿智
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２７年（フ）第５７号
滋賀県長浜市三ツ矢町９番20号
債務者　籾山　智恵
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月１日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係